

大学評価、短期大学認証評価の 概要、基準等の解説及び点検・ 評価の留意点

2026年度大学評価・短期大学認証評価実務説明会
(2026年4月17日)

説明の前に

- 説明では、大学評価及び短期大学認証評価共通の説明をします。
- 説明において単に「大学」という場合は、短期大学も含みます。
- 大学や短期大学に特有のことである場合は、それが分かるように記します。
- 特に記している場合を除き、専門職大学及び専門職短期大学も含んでいます。
- その他、頻出する用語の使用は以下のとおり整理しています。
 - 基準→大学基準、短期大学基準
 - 認証評価→大学評価、短期大学認証評価
- 各スライドで「大学評価ハンドブック」及び「短期大学認証評価ハンドブック」の該当箇所を記しています。読み方は下記のとおりです。

本文→ページ番号
資料・様式→資料・様式番号

本文 大●頁、短●頁

大：大学評価ハンドブック
短：短期大学認証評価ハンドブック

認証評価制度と大学基準協会による評価

認証評価制度

- 学校教育法に基づく制度。
国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価を受けることが義務。

大学基準協会による評価

- 戦後直後から会員の自主的努力と相互的援助による大学の質的向上を図ることを目的に設立。
 - 社会に対して質を保証するという目的だけでなく、大学の改善に資するという目的、説明責任の履行に貢献するという目的からも評価を実施。

大学評価及び短期大学認証評価のポイント

- 大学による自己点検・評価から始まる評価

- ⇒ 大学の自己改善機能を重視。自主性や自律性の尊重。

- ⇒ それゆえに、評価者にとって大切になるのは、大学自身の考えや、大学が自らをどのように検証し、現状と今後を見定めているのかということ。

- ピア・レビューによる評価

- ⇒ 高等教育全体の発展のために大学関係者が協力。

- 内部質保証システムの有効性に着目した評価

- ⇒ 大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学がそのための仕組みを有効に機能させているかに着目する。

大学評価、短期大学認証評価の歩み※

※ 大学評価については、認証評価となって以降。

第1期

自己点検・評価の実質化

(大学:2004~2010、短大:2007~2012)

第2期

内部質保証の構築・機能化

(大学:2011~2017、短大:2013~2018)

第3期

内部質保証システムの有効性

(大学:2018~2024、短大:2019~2024)

第4期

学習成果を基軸に据えた
内部質保証の重視とその
実質性を問う評価

(大学・短大:2025~)



■ 認証評価第4期における基本的な方向性

1. 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価
2. 大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価
3. オンライン教育の動向を踏まえた評価
4. 学生の意見を取り入れた評価
5. 特色ある取り組みの評価
6. 効果的・効率的な評価の実施

認証評価第4期における新たな措置

- 学生の意見を取り入れた評価

⇒ ウェブフォームを活用して「学生からの意見収集」を新たに実施。 詳しくは説明2で。

- 学外ステークホルダーインタビュー

⇒ 実地調査の個別面談の一部として実施。

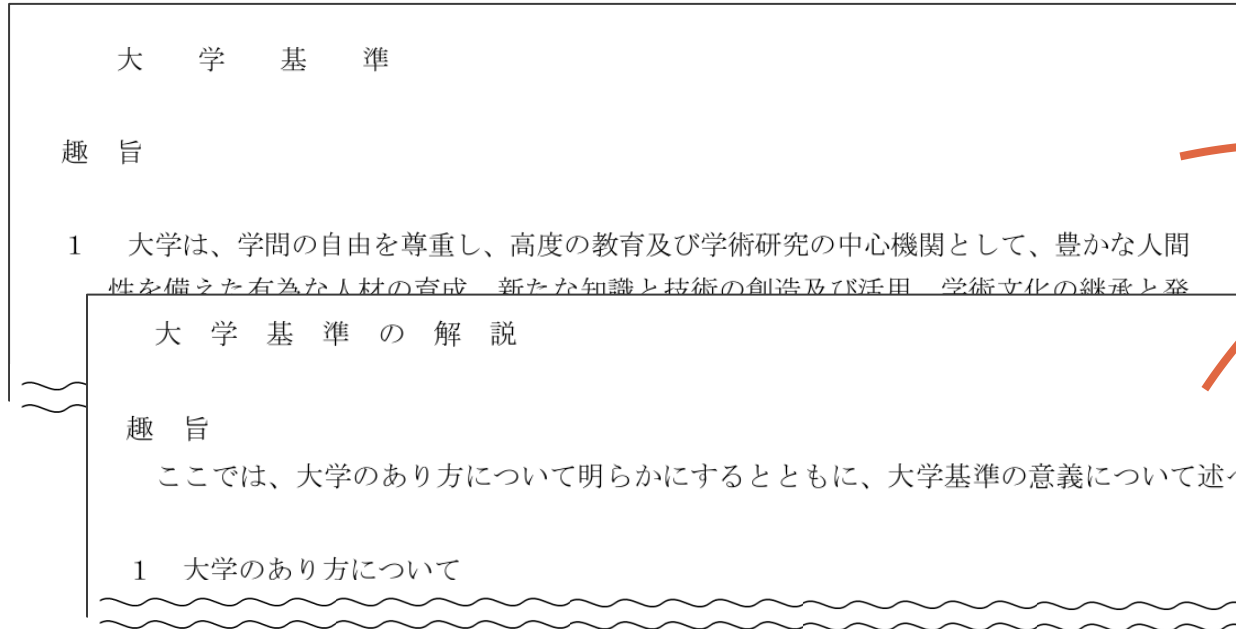
(背景)

- ・大学は社会的な存在であり、教育研究活動に対して社会の理解を得ることは重要。
- ・「評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること」 ➡ 文部科学省令で定められた事項。



評価委員会の委員として関わってもらうだけでなく、
評価プロセスにおいてもステークホルダーの意見に触れる機会を設ける。

基準の基本構造



「解説」も含めて基準を構成。

理念・目的の尊重

⇒ 基準を踏まえて、どのように教育活動等に取り組むかは、各大学・短期大学の判断。

= 基準を参照したうえで、自校にとっての意味を先ず議論することが重要。

[教育・学習]

4 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学
実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育
十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体

基準の構成

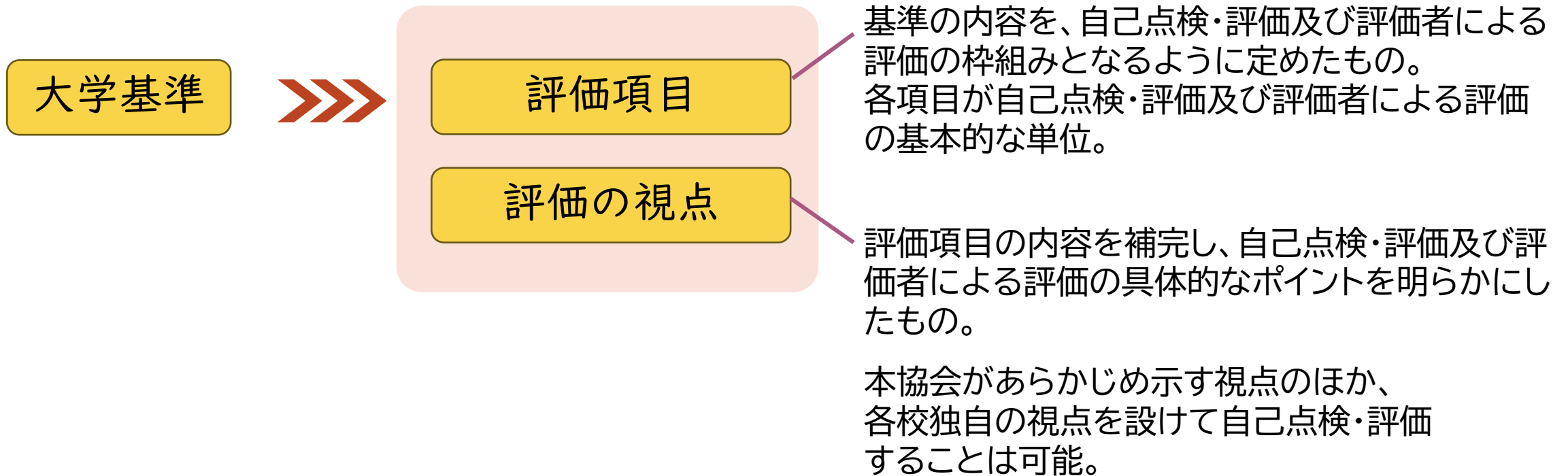
本文 大5-7頁、短5-7頁

1. 理念・目的
2. 内部質保証
3. 教育研究組織
4. 教育・学習
5. 学生の受け入れ
6. 教員・教員組織
7. 学生支援
8. 教育研究等環境
9. 社会連携・社会貢献
10. 大学運営・財務



• この1つひとつも、「基準」と呼ぶ(例:基準1「理念・目的」)。

- 点検・評価と大学評価において活用しやすいよう、基準をもとにした評価項目、評価の視点を置く。



基準の理解

- 基準を理解し適用していくためには、基準1～10それぞれの各論的理解とともに、**基準相互の関係性**にも意識を向けることが重要。
- なお、基準1～10に関わる各論的な説明は、下記動画を参照。



<https://youtu.be/tok7t0GWTxA>

基準の要点

1. 理念・目的
2. 内部質保証
3. 教育研究組織
4. 教育・学習
5. 学生の受け入れ
6. 教員・教員組織
7. 学生支援
8. 教育研究等環境
9. 社会連携・社会貢献
10. 大学運営・財務

例

基準2と基準4の重なり合い。

→ 内部質保証の目的は、適切な教育、学生の学習を実現し、そしてそれらの向上を図るため。内部質保証のために設けた組織体や仕組みは、それ自体として意味があるのではなく、大学・短期大学として目指す教育の実現につながるよう機能してこそ意味がある。

＝内部質保証の適切性を点検・評価するときには、内部質保証の仕組みが、教育の企画・実施等の場面で使われ、それが何につながったのかに目を向けることが重要。

基準の要点

大学基準 基準2解説(抄)

内部質保証の主要な要素は、教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学習の適切性を確保するための一連の活動である。そのなかでは、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針をまず設定するとともに、教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。また、理念・目的、3つの方針等に照らした教育活動の有効性の検証と、その検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。こうした営みを通じて、大学は、学生の学習成果の達成を目指した教育が期待される水準を維持できるようにし、さらにその適切性を説明し証明していかなければならない。そのため、全学内部質保証推進組織は、学部、研究科その他の組織において内部質保証に係る取り組みが十全に行われるとともに、大学の理念・目的が実現できるよう、必要な措置を講じる必要がある。

基準の要点

基準2 内部質保証

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・ 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・ 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。

教学マネジメント等に関わる視点。

「調整」…全学的な方針を示して全体を方向付けたり、学部・研究科等に指示・依頼をする等。

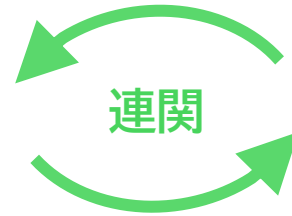
「支援」…統計的な情報を学部・研究科に提供したり、必要な研修・資料を提供したりする等。

留意点—基準間の関係

例 教育の企画・設計等に関わる〇〇委員会等のはたらき

基準2

- 内部質保証の全体構造上の〇〇委員会等の位置付けを記述したうえで、同委員会が、教育の企画・設計等に関わる仕組みやそのプロセスを明らかにする。



基準4

- 教育課程に関する記述の一環で、現在のカリキュラムを作った際に、〇〇委員会等がどのようにかかわったか、という機能実態にも触れる。

このように、〇〇委員会は両基準にまたがって記述され、単独の基準でのみ記述されるものではない。

- ✓ 基準を用い、自己点検・評価するときは、こうした基準間の連関性に留意。相互にタテワリ、没交渉的では、十分に自己点検・評価できない。特に有効性を考えようとするとき、関連する基準の内容が重要になる。

留意点—評価項目間の関係

- ✓ 基準間の関係だけでなく、評価項目それぞれの意味を理解して点検・評価することも重要。特に**基準4でのすみわけの曖昧さ**が2025年度評価を通じて散見。

例 基準4の各項目のすみ分け

評価項目②

学習成果の達成につながるような授業科目の開設や、教育課程の体系的な編成

評価項目③

学習成果の達成のための適切な授業形態や、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援



評価項目①：教育・学習の基本的な考え方＝DP及びCPや、それを学び手である学生にどう伝えているか。

評価項目②：教育課程の大枠。

評価項目③：評価項目②をもとに、**どのように学生が学習するための筋道を用意しているのか。**

自己点検・評価の意義

本文 大23頁、短23頁

- 社会の負託を受けた自律的な組織体として、教育・研究等の質を自ら維持及び向上させること、また教育・研究等の状況を社会に対して説明することは、大学の責任。
➡ こうした責任を果たす必要性ゆえに自己点検・評価が重要。



自己点検・評価をとおして自大学の現状、課題等を把握するとともに、その結果を対外的にも明らかにすることが基本。

- 本協会の評価は大学の自己点検・評価結果をもとに実施。
= 自主性や自律性を尊重する考え方、何より「大学をより良くするため」に行う評価であるため、各大学の個別性に応じる必要性から。



「自己」点検・評価であるゆえに信頼確保は重要。
(例：合理的な根拠への依拠、明確・透明な手続)

自己点検・評価実施のポイント

自己点検・評価をとおして自大学の現状、課題等を把握するとともに、その結果を対外的にも明らかにすることが基本。

- どう行えばいいのか？

- ➔ 適切性・有効性に目を向け、取り組んできたことを振り返ることがひとつのポイント

- = 大学として目指すあり方が達成できているか、結果や成果を踏まえたとき、それらに至るプロセスに良かったこと、今後は見直すべきものが見つかるかどうか。

- 取り組んだ結果、まずは成果を把握する。

➡ 例えば、下記なども結果、成果を把握する一つのあり方（ハンドブック記載の例）

例) 学習内容、学習指導の実態について点検・評価する場合

各種の取り組みを振り返ることにくわえ、授業外の学習時間に関する経年的なデータや学生アンケート、各学部の点検・評価の結果見えてきた学生の学びの変化などを用いて現状を考察し、その結果を記述することなどが考えられます。

- それをもとに学内で議論し、適切・有効だったか、改善点は何かといったことを見極める。

「点検・評価報告書」の作成

本文 大23頁、短23頁

□ 分量

1 ページにつき40字×40行の横書きで、100～150ページ程度（基本情報一覧は除く。）

□ 構成

序章

大学の概要や前回の評価を受けて以降の改善・向上に向けた取り組みの概要。

大学概況

大学の基本情報を表す。様式に沿って記述。

本章

本協会が定める10の基準に沿って章立て（第10章「大学運営・財務」は「大学運営」と「財務」に分けて記述）。なお、大学独自のテーマを設けて点検・評価を行った場合、章を追加することができる。

終章

全体のまとめに当たる部分。「本章」を踏まえた全体の総括、今後の展望等を記述。

「点検・評価報告書」の作成—本章の構成

本文 大24頁、短24頁

基本情報一覧

法令事項といった基礎的事項の状況等を一覧化。本一覧掲載情報の参照をもって本章の記述の一部を簡素にすることも可能（例：方針の内容）。

現状分析

大学の現状を基準に照らして点検・評価（**現状の把握**とその**適切性や有効性の判断**（⇒※次スライド））した結果を「評価項目」に沿って記述。その際、「評価の視点」の内容を踏まえる。

分析を踏まえた長所と問題点

「現状分析」を踏まえて、特に大学として重点を置いて取り上げるべき長所と問題点を記述。基準ごとに記述。

改善・発展方策と全体のまとめ

「長所・特色」や「問題点」に挙げた事項について、今後の発展方策や改善方策を記述（すでに取り組みに着手している場合は、進捗状況も含む）。基準ごとに記述。

評定

基準に照らした充足状況を評定（後述）。各章の冒頭に記載。**「改善・発展方策と全体のまとめ」と齟齬が無いように留意。**

「点検・評価報告書」の作成—適切性や有効性の判断

本文 大24頁、短24頁

現状分析

大学の現状を基準に照らして点検・評価（**現状の把握**とその**適切性や有効性の判断**）した結果を「評価項目」に沿って記述。その際、「評価の視点」の内容を踏まえる。



取り組み内容を記述するだけでなく、大学が目指す理念・目的などに照らして、その結果をどのように分析したのか、受けとめや今後の方向性などの観点を含める。

決して目覚ましい成果の記述を求めているわけではない。

点検・評価を通じて分かったこと、取り組みの実施結果やアンケート等による振り返り結果を、まずは率直に記述し、それをどう受け止めているかについてまとめていくと考えるとよい。

→ そこから見える改善ポイント、伸ばすべきポイント、今後の方向性等を、**分析を踏まえた長所と問題点、改善・発展方策と全体のまとめ**に記述していく（記述の連関性）。

「点検・評価報告書」の作成—適切性や有効性の判断

本文 大24頁、短24頁

- 例
- ① 20××年度に〇〇を行ったところ、××のような結果であったため、まだ取り組みは◇◇◇だといえる。 } 現状分析
 - 将来的に×××を期するためには、△△が重要であり、今後一層力を入れなければならない。 } 長所と問題点
 - 今後、△△の実現を目指し、◎◎◎◎することを予定している。 } 改善・発展方策と全体のまとめ
-
- ② 〇〇に関する学生アンケートを行った結果、学生の学習実態が××であったことを確認でき、当初期待した効果が見られたといえる。 } 現状分析
 - 引き続き今後も同様の取り組みを行っていく。 } 改善・発展方策と全体のまとめ

「点検・評価報告書」の作成—基本情報一覧

本文 大27頁、短27-28頁

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

例

基本資料

| 文書 | URL・印刷物の名称 |
|-----------|------------|
| 規程集 | |
| 寄附行為又は定款 | |
| 学則、大学院学則 | |
| 履修要項・シラバス | |
| 備考： | |

大学の理念・目的

| 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
|---------------|------------|
| 例) ○○大学学則 第3条 | |
| | |
| | |
| 備考： | |

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等の目的

| 学部・研究科等の名称 | 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
|------------|---------------|------------|
|------------|---------------|------------|



点検・評価報告書本文同様に、
評価資料として提出後は、
原則として情報の加除・修正は
できません。

「点検・評価報告書」の公開

本文 大19頁、短19頁

- 評価結果には、「点検・評価報告書」の大学概況や基本情報一覧への参照指示も。

イメージ

人材養成の目的（大学概況参照）は、…。
…入学試験要項で周知している（基本情報一覧（第5章）参照）。

- こうしたことから、評価結果公表時には、**評価時に用いた「点検・評価報告書」も本協会ウェブサイト**で公開。

※ 誤記等のために訂正が必要な場合は、**正誤表**で対応。
(詳細は、ハンドブック参照。)

その他の重要事項—提言

本文 大8-9頁、短8-9頁

| | |
|-----------|--|
| 特に優れた取り組み | 長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。 |
| 長所 | 理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。 |
| 改善課題 | <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくために改善の検討を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の軽度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる問題として必ず改善を求めるもの。 |
| 是正勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくうえで重大な問題として抜本的な改善を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の重度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる重大な問題として必ず改善を求めるもの。 |

優れた取り組みについては、2段階で評価結果に記載。

改善報告が必要。

改善課題及び是正勧告は、当該大学の理念・目的、方針との関係でなされるもの。法定事項等に係る問題を指摘することに限らない。

※例:大学評価

その他の重要事項—提言

| | |
|----|---|
| 長所 | <u>理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。</u> |
|----|---|

特色＝理念・目的に依存する。

→ 大学は、理念・目的と関係づけて、何をしたいと考えているのか、明確に説明する必要あり。

組織性 = × 属人的
大学全体としてその取組みを認識し、
情報共有等に努めているか、等も大切なこと。

継続性 = 支援体制、財政的なバック等

発展性 = 今後に向け、取組みの成果、効果を把握する仕組み等

その他の重要事項—提言

| | |
|---------------|---|
| 特に優れた 取り組み | 長所のうち、 <u>一定の成果</u> があり、かつ、 <u>先駆性や独創性、独自性</u> が見られる。又は他の大学の <u>参考</u> にもなりうる要素が見られるもの。 |
|---------------|---|

成果は必須

先駆性、独創性、独自性

→ 他に類した取り組みがあっても、際立った成果が上がっている等の場合、先駆性、独創性、独自性があると考えられることも。

例えば類例があり、その意味で「先駆的」でないとしても、他の参考になれば、取り上げられる可能性有。

なお、「参考」については、取り組みの表面的な内容だけでなく、支援等の体制、実施手段・プロセス等も含めた広いもの。

その他の重要事項—評定

本文 大9頁、短9頁

- 大学基準・短期大学基準の10基準ごとにつけるもの。
- 評価結果に付して公開。
- 大学・短期大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かが目安。
 - 同じ評定であっても各校で内容は異なっていること、また評定の違いは優劣の違いではないことに、注意が必要。

| | |
|---|---|
| S | 大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。 |
| A | 大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。 |
| B | 大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。 |
| C | 大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。 |

※例:大学評価

その他の重要事項—判定

本文 大8頁、短8頁

| | |
|-----|---|
| 適合 | 大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、大学基準を満たしている。 |
| 不適合 | 重要な事項において問題があり※大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、大学基準を満たしていない。 |

※例:大学評価

※「重要な事項における問題」:

- その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
- その問題によって、当該大学の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
- 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や大学・短期大学の運営等に与える影響が大きい。

◆ 詳細は、「判定の基準とその運用指針」参照。

質問等は下記までにお寄せください。



申請のご相談について  評価第1課 daigaku@juaa.or.jp (大学)
tandai@juaa.or.jp (短期大学)



第4期機関別認証評価に関する各種情報掲載ページ

大学・短期大学ごとに個別に対応する「スタッフ派遣」
(現地／オンライン) 等もごさいます。
ご要望はいつでもお受けしています。
お気軽にご連絡ください。



企画・調査研究課 kikaku@juaa.or.jp